

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	学校教育の取組	<p>○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。</p> <p>○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。</p>	<p>○人権・同和教育の視点から授業研修を行う。</p> <p>○市教研の人権・同和教育部会と連携し、公開授業を企画し、教職員の研修の場とする。</p> <p>○人権・同和教育研修会を実施する。</p> <p>・全教職員対象</p> <p>・主任等対象</p>	<p>○人権・同和教育に係る授業を実施した。</p> <p>○児童生徒支援加配推進者による定期的な研修を通じた成果を各小中学校に広げた。</p>	<p>○全ての学校で実施され、人権・同和教育の基本となる取組として、子どもたちの人権意識の向上につながっている。</p> <p>○参集型の研修が難しくなっている状況で、より成果の上がる研修の仕方を模索していく必要がある。</p>
②	社会教育の取組	<p>○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。</p>	<p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会での啓発活動を支援する。</p> <p>○人権標語啓発塔の改修を行い、地区住民への人権意識の向上に努める。</p>	<p>○益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員講座の開催</p> <p>・日時：令和2年10月29日 場所：匹見タウンホール 内容：「気づこう！身の周りのさまざまな人権課題」 ～誰もが安心して暮らせる地域であるためにコロナ差別を考えよう～ 講師：元島根県益田教育事務所同和教育指導員 小田川整子氏 受講者：39名</p> <p>・日時：令和2年11月19日 場所：ふれあいホールみと 内容：「気づこう！身の周りのさまざまな人権課題」 ～誰もが安心して暮らせる地域であるためにコロナ差別を考えよう～ 講師：元島根県益田教育事務所同和教育指導員 小田川整子氏 受講者：40名</p> <p>・日時：令和2年12月8日 場所：人権センター 内容：「ハンセン病問題の現状と課題 20年のあゆみから」 講師：市民活動養成塾 塾長 福原孝浩氏 受講者：93名</p> <p>・日時：令和2年12月11日 場所：二川公民館 二川地区人権同和教育推進協議会座談会 内容：「人権・同和教育とは何ぞや」 講師：人権センター職員 岡田香織氏 受講者：7名</p> <p>○人権標語啓発塔看板の改修（1カ所） 実施場所：種公民館</p>	<p>○協議会委員対象の研修会の開催により、人権・同和教育に関する地域リーダー育成の取組をすることができた。引き続き、地域や学校と連携して実施する様々な人権課題の解決のための啓発活動を支援し、差別のない住みよいまちづくりに繋げる。</p> <p>○各地区に設置された人権標語啓発塔の看板が経年劣化のため、令和2年度については種公民館の看板を改修し、人権啓発の標語を地域に普及させるための取組とした。継続的に改修を行い、地区住民への意識啓発につなげていく必要がある。</p>
③	啓発・広報活動の推進	<p>○人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。</p>	<p>○人権・同和教育講演会や研修会を開催する。</p> <p>○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した啓発活動を実施する。</p> <p>○人権・同和教育に関するパネル展示を開催する。</p>	<p>○人権・同和教育に関する講演会を予定していたがコロナウイルス感染防止のため中止とし、代わりに人権・同和問題に関するDVDを貸し出して視聴研修とした。 小学校13校、中学校7校</p> <p>○人企連へ各種研修会等の組織的な参加の呼びかけを行った。</p> <p>○人権週間の活動として、人企連等の会員と市内3会場で街頭活動を実施し、多くの市民にアピールした。</p> <p>○差別をなくす強化月間人権・同和教育に関するパネルを展示した。</p> <p>・開催期間：6月23日～7月3日 場所：人権センター</p>	<p>○今までの研修会のやり方ではなく、DVD視聴という新しい手法を取り入れ人権・同和問題に関する正しい知識の提供をするとともに、意識啓発の継続した取組により、差別をなくす活動に努めた。</p> <p>○人企連活動の周知や理解の一層の啓発のため、直接の声かけやグッズ配布等の街頭アピール活動の実施を継続していく。</p> <p>○貸館等他の要件で来館された方にもパネル展示を見ていただき、多くの方への啓発につなげることができた。引き続き、様々な機会を活用しての啓発活動に努める。</p>

④	人権センター事業の充実	○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。	○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。	○生活環境や近隣住民との人間関係等に関する総合相談が77件、地域巡回による相談が34件。相談内容によっては、各専門機関に引継いだ。また、専門家による相談についても毎月実施し、相談体制の充実に取り組んだ。 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議の開催（2回） 各相談担当者の課題解決のための研修会を開催し、相談担当者としてのスキルアップを図った。 ・日時：2月16日 場所：人権センター 内容：「消費者被害の現状について」 講師：谷川法律事務所 弁護士 谷川円氏 受講者：8名 ・日時：3月11日 場所：人権センター 内容：「地域共生社会における地域包括支援センターの役割」 講師：市高齢者福祉課 渡辺秀美さん 益田市西部中部地域包括支援センター 中尾公子さん 益田市匹見地域包括支援センター 竹田こずえさん 受講者：15名	○相談案件に応じたアドバイスや他機関との連携を行い、相談対応に取り組んだ。今後も継続して相談ができる体制作りに努める。 ○定期的な会議の開催により、関係機関の相談担当者の資質向上に努めた。引き続き、担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める。
---	-------------	--	--	---	--

## 2 女性

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	人権尊重の意識づくり	○女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。 ○男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。 ○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○男女共同参画週間等でのパネル展示の開催や男女共同参画通信の発行を行い、男女共同参画の啓発に努める。	○男女共同参画週間の取組 ・開催期間：6月23日～7月3日 場所：人権センター 内容：「なるほどジェンダー」 パネル展示、ポスター展示 ○男女共同参画通信の発行（8月） ○企業等に向けた女性の活躍推進リーフレット等の掲示や提供。 ○人企連へ女性センター主催の研修への周知・参加依頼をし、3社3名の参加があった。 ○第4次益田市男女共同参画計画の策定（令和3年3月策定） ・市民への意識調査結果のまとめ ・男女共同参画審議会3回（内1回は書面報告） ・男女共同参画計画推進委員会3回（内1回は書面報告） ・同部会5回	○期間中は貸館を含め、161人の来館があり、多くの人に意識啓発をすることができた。コロナ禍に於ける啓発活動では、パネルによる展示等、媒体を活用し、来館を機会に目に触れることで、意識に働きかけることも重要である。引き続きパネル展示やリーフレットの配布、通信の発行等、機会をとらえての啓発活動に努める。また、コロナ禍での意識啓発のあり方が今後の課題である。公式ウェブサイトやお知らせ放送などもあわせた啓発の工夫、継続が必要である。 ○第4次男女共同参画計画について、住民周知を行い、性別による差別をなくし、一人ひとりが活躍し、個性と能力が輝くまちづくりに取り組む。
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	○暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。 ○啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。 ○相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○デートDV防止のための研修会を開催する。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。 ○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。	○デートDV防止研修会の実施 研修：「一人ひとりが暴力を生み出さない 許さないために」 島根県教材の活用について 「ステキな恋愛の法則」 デートDVを知っていますか？ 日時：2月17日 場所：益田市人権センター 講師：島根県女性相談センター 田村貴子氏 対象：高等学校及び行政関係者・児童生徒支援加配推進者 受講者16名（主催者含む） ※男女共同参画計画に係る市民意識調査から、DVの実態について	○高等学校及び行政関係者・児童生徒支援加配推進者を対象に実施した。今後も教職員への研修会を実施し、デートDVへの理解を深め、人権課題の一つとして若年層からの取り組みを継続していきたい。 ○内容は教科マニュアルに沿い、実践に即したもので、研修参加校では生徒を対象に3校が計画し2校が実施した。（コロナ禍で中止した1校は令和3年度実施予定） ○アンケート結果から（研修内容に対して）「大変理解が深まった」6/13人、「深まった」7/13人と回答。また、「最新の情報や、授

				て等一部を報告し、あらゆる人権課題の一つとして若年層からの取り組みの重要性を共有した。	業でのヒントを示していただいた」、「今までデートDV研修に参加することがなかった。直接説明を聞き、関心理解が深まった」、「まさに人権を守る方法だと思う。小学校でも人権教育の中で、伝えていきたい。」などのコメントからも効果、必要性がうかがえた。今後も、学校教育の中でデートDVを学ぶことを、人権センターとして働きかけていきたい。
③	働きやすい職場づくり	<p>○事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。</p> <p>○セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。</p> <p>○仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</p>	<p>○関係機関からのパンフレットなどを企業や事業所に配布する。</p> <p>○企業等が構成する会の集会等において、働き方や労働環境に関する情報提供を実施する。</p>	○益田鹿足雇用推進協議会会員等に情報提供を行った。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行っていききたい。

### 3 子ども

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	社会みんなで子育てのよこびを分かち合う取組	<p>○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。</p> <p>○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。</p>	<p>○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。</p> <p>○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 発達支援を必要とする就学前児童に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。</p> <p>○子育て世代包括支援センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。</p> <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。</p>	<p>○乳幼児健診を実施した。 未受診者への声かけや家庭状況把握など、母子保健推進員、保育所や幼稚園と連携し子どもの発達状況の確認を行った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、2歳児歯科健診を中止した為、必要に応じて電話や訪問にて状況確認を行った。</p> <p>○発達クリニック(にじいろ相談室)を実施した。</p> <p>・実施回数 15回 延 49名(実人員 48名)</p> <p>○子育て世代包括支援センターにて妊娠期から子育て期にわたり、継続して支援を行った。</p> <p>・母子手帳交付時の全妊婦面談 279件 ・支援ケース 90件 母子手帳アプリ「母子モますだ」を活用し、保護者へ情報提供を行った。</p> <p>・登録件数 443件</p> <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。</p> <p>・宣言企業登録数 48社(令和3年3月31日現在) ・周知方法：公式ウェブサイト、個別訪問・通知、企業連絡会議等への参加等</p>	<p>○乳幼児健診の実施 引き続き健診受診率100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。</p> <p>○発達クリニック(にじいろ相談室)の実施 切れ目なく適切な時期に相談支援が行えるよう関係機関と連携し、体制を整える必要がある。</p> <p>○子育て世代包括支援センターの設置 妊娠期から乳児期の親子へ継続して関わることができるようになった。さらに、関係機関との情報共有や連携を行い、必要に応じて妊娠初期から継続した支援ができるよう、フォロー体制を整えていく必要がある。様々な媒体の活用により、きめ細やかに必要な情報を提供できるようになった。</p> <p>○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 仕事と子育ての両立が出来る職場環境の確立を推進するため、多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。</p>
②	子どもの権利条約などの理解促進	○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。	○「子どもの権利条約」などについての授業実践を行い、学習を深める。	○「子どもの権利に関する条約」啓発資料を活用し、児童生徒の発達段階に応じて利用した。	○各校で、啓発資料を使い、計画的に学級活動等で活用している。 ○保護者や地域への啓発を意識して、授業公開や研修の機会を持つように働きかけていきたい。

③	要保護児童等への適切な支援	<p>○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。</p> <p>○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取組む環境づくりを進めます。</p>	<p>○関係機関との連携による支援</p> <p>支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。</p> <p>○リスクのある家庭への早期支援</p> <p>子育てあんしん相談系の体制強化や専門性の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。</p> <p>○虐待防止に関する啓発</p> <p>11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。</p>	<p>○関係機関との連携による支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の実施状況 管理ケース：175 ケース 代表者会 1回 実務者会議 5回 個別支援検討会議 125回 進行管理会議 12回</li> </ul> <p>○リスクのある家庭への早期支援を行った。</p> <p>母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問 対象数：295件、訪問件数：291件</li> </ul> <p>○虐待防止に関する啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止月間に合わせポスター掲示や懸垂幕の掲揚、市民課窓口設置の広告モニターへの情報掲載、チラシの配布、市広報や告知端末、児童虐待防止に関する啓発を実施した。</li> <li>・学校や幼稚園・保育園を通じて保護者へ虐待防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。</li> </ul>	<p>○関係機関との連携による支援</p> <p>子育てあんしん相談係に社会福祉士、臨床心理士など専門職を配置し、体制強化を図りながら、課題を抱える家庭の相談支援を行っている。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援につなげていくとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努めたい。</p> <p>○リスクのある家庭への早期支援</p> <p>リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく、病院をはじめ母子保健担当者や関係機関と連携・情報共有し適切な支援につなげていきたい。</p> <p>○虐待防止に関する啓発</p> <p>引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。</p>
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	<p>○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処に取組んでいきます。</p>	<p>○益田市いじめ防止基本方針（改訂版）の周知と未然防止・早期発見を図る。</p> <p>○アンケート調査・教育相談を推奨する。</p>	<p>○益田市いじめ防止基本方針（改訂版）に基づいた各校のいじめ防止方針等を点検した。</p> <p>○アンケート調査（アセス（学校環境適応感尺度）等）や教育相談を実施した。</p>	<p>○各学校において、教育活動全体を通じて人権意識を高め組織的な対応が行われている。また、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない。」ことの理解を促すよう取組を進めることができた。</p> <p>○日常の児童生徒観察やアンケート調査を通していじめの認知を積極的にいき、組織的な初期対応がより一層行われるようにしていきたい。</p>
⑤	体罰根絶に向けた取組	<p>○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。</p>	<p>○「アセス」の実施・分析を行う。</p> <p>○年間を通して、定期的に学校訪問を行う。</p>	<p>○アセスの実施及び分析に係る研修を実施した。</p> <p>○アセスの実施及び分析を行った。（年間2回）</p> <p>○子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制状況についてアンケートを実施した。</p>	<p>○校長のリーダーシップのもと、「体罰は許されない」ことを教職員一人一人が意識できるようにした。また人権課題等について、学校と情報を共有し、必要に応じ速やかに指導、助言又は、支援を行うよう努めた。</p> <p>○アセスの実施及び活用の推進をさらにいき、児童生徒の人権問題について把握する場としていきたい。</p>
⑥	子どもの貧困に対する支援	<p>○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取組めます。</p> <p>○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取組めます。</p>	<p>○生活困窮者自立支援を益田市社会福祉協議会へ委託し実施する。</p> <p>○本人、家族等からの相談において、課題・問題の早期発見及び、関係機関との連携により生活困窮者の自立に向けた支援を行う。</p> <p>○ハローワークと連携を図りながら、生活保護を受給しているひとり親の就労支援を実施する。</p>	<p>○生活困窮者自立支援事業</p> <p>ひとり親世帯からの相談件数 13件 プラン作成件数 2件</p> <p>関係機関と連携し、生活の見通し、生活向上のための相談・支援を行った。</p> <p>○ひとり親世帯のハローワークとの連携状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当との連携 支援対象者 3名（延べ相談件数21件）</li> <li>・ひとり親世帯・ハローワーク・児童扶養手当担当者との連携 支援対象者 25名（延べ相談件数162件）</li> </ul> <p>生活保護受給者等就労自立促進事業において、ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当及び児童扶養手当担当で連携を行い、新規就労及び増収に向けた支援を行った。</p> <p>○要・準要保護児童生徒就学援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して</li> </ul>	<p>○相談件数は13件だが、プランが作成2件と少なく支援までに至らない件数が多かった。プラン作成を行い、支援を受ければ、生活の見通し、生活向上につながるよう、関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けたスキルアップが必要である。</p> <p>○生活保護受給世帯のひとり親世帯に対して3名にの就労支援を行い、2名を就労に結び付けることができ、世帯の自立に向けた支援を行うことが出来た。</p> <p>○新規就労や増収を目指すひとり親世帯に対して、支援につながるようハローワーク、生活保護担当及び児童扶養手当担当の速やかな連携に努めたい。</p>

				援助した。 認定児童数 554 人(うち要保護 20 人)、 認定生徒数 291 人(うち要保護 7 人)	
⑦	情報モラル教育の推進	○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。	○メディア接触と情報モラルの啓発の説明会 全小中学校保護者 ○児童生徒対象の情報モラル教室 11 校 講師：吉岡良平氏 ○市情報モラル教育講演会(教職員・保護者) 講師：吉岡良平氏	○年度当初計画していた東京から講師を招聘しての集合型研修会は、コロナウイルス感染拡大防止予防のため実施できなかったが、オンラインによる研修会を実施した。事前に各校の実態に応じた講演内容の要望調査を行い、各校のニーズに応えるようにした。 小学校対象 7 回、中学校対象 7 回、PTA・地域対象 4 回 講師 吉岡良平氏	○集合型研修はできなかったが、情報モラルへの学びを止めないためにオンラインで最新の状況について研修ができたのはよかった。ただ、小学校低学年時からのメディア接触時間の増加傾向は続いている。保幼から小学校低学年時の保護者へ向けての意識付けや啓発を行う必要がある。

#### 4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	安否確認の体制整備	○要保護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。 ○それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与する。 ○緊急通報装置の利用者からの相談・通報等に対し、協力員の協力を得て、24 時間体制での対応を図る。	○緊急通報装置設置台数：630 件 (R3.3 月末 対象者：65 歳以上) ○救急車要請：39 件、相談：669 件 委託業者からの安否確認：7,460 件	○75 歳以上の高齢者数の増加や、独居世帯、高齢者のみの世帯の増加に伴い、緊急通報装置の必要性は高くなっているが、設置台数は減少傾向にある。携帯電話の普及に伴い、携帯型の装置は増加傾向である。固定電話がなくても、携帯型の装置が使用できることなどの周知を強化し、見守りを必要とする高齢者に利用していただけるように進めていく。
②	相談体制の充実	○地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。 ○民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。	○地域包括支援センター運営協議会などの会議を活用し、今後地域包括支援センターに求められる機能や体制の充実を図る。 ○高齢者のニーズを把握し、適切な支援に結び付けられるよう地域包括支援センター職員の質の向上を図る。	○地域包括支援センター運営協議会の開催：2 回/年 ・地域包括支援センターに対する苦情受付対応の確認 ・民生児童委員、ケアマネジャーにアンケート調査を実施 ○地域包括支援センター連絡会議を開催：毎月 1 回開催 ・高齢者虐待への対応の流れの確認 ・成年後見制度に関する勉強会を開催	○地域包括支援センター運営協議会やアンケートの実施により、センター運営における課題を把握することができた。 ○高齢者の人権擁護に関する実践力向上のため、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る必要がある。
③	生きがい活動への支援	○高齢者の健康といきがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。 ○高齢者自らが行う社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○益田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や、他のサロン等との交流事業を実施する。 ○家に閉じこもりがちで一人暮らしの高齢者等に対し、生きがいと潤いのある生活及び心身の自立の確保を目的とする委託事業を実施する。	○サロン事業 ・新規サロン 5 カ所、継続 74 カ所 (合計 79 カ所) ・益田市社会福祉協議会は、新型コロナウイルスの影響を鑑み、アンケートによる活動状況の把握を行った。 ○これまでと同様に健康ますだ市 21 推進協議会、老人クラブ連合会、益田市社会福祉協議会 (継続しているサロン事業)、シルバー人材センター等へ事業を委託し実施した。	○新規に開催されたサロンも 5 件あり多くの地域で活動を理解され取り組みを行っていることは良かったが、継続件数が R1 より減少しており、サロン会員や世話人の高齢化により運営が難しくなっている。 ○高齢者の生きがいに関する取組について継続的に実施することができた。コロナ禍において、外出控えになりがちで高齢者への社会参加の機会を確保する必要がある。

④	介護予防事業の推進	<p>○高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取り組み、住み慣れた地域で健やかに生活できるように推進します。</p> <p>○地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。</p> <p>○要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。</p>	<p>○令和元年度に実施した、日常生活圏域ニーズ調査の結果を分析し、必要な総合事業を検討する。</p> <p>○引き続き、健康増進課が主となり「いきいき百歳体操」を実施し、通いの場を支援し、介護予防を推進する。</p> <p>○医療、介護、予防、その他の生活支援サービスが必要な個別事例の検討・課題の分析を自立支援・重症化予防の視点で行い、地域課題の把握や、包括的かつ継続的な支援体制を構築することを目的として地域ケア個別会議を実施する。</p>	<p>○日常生活圏域ニーズ調査結果について、庁内で共有するとともに各地域包括支援センターとの共有を行った。</p> <p>○外出控えによりフレイル状態とならないよう、高齢者に対しフレイルチェックを行った。</p> <p>高齢者サロン、いきいき百歳体操等 31カ所、421人</p> <p>○いきいき百歳体操の実施と継続支援</p> <p>・実施団体 51団体 898人 内 新規団体 5団体 67人</p> <p>・各団体週1回実施</p> <p>・体力測定を定期的に行い、体操の効果を参加者へ伝えた。</p> <p>新規団体は初回と4か月、8か月後 継続団体は年2回</p> <p>○地域ケア個別会議</p> <p>・事例検討 6回実施 ・全体会 2回実施</p> <p>・研修会 1回実施</p> <p>昨年度、助言者（専門職）と事例提供者（ケアマネジャー等）等と考えた「自立支援」を定義化し、意識しながら事例検討を実施した。</p>	<p>○生きがいや社会参加の機会を確保することで介護予防の推進につなげる必要がある。</p> <p>○フレイル状態の早期発見やフレイルに関する普及啓発に取り組むことができた。</p> <p>○コロナ禍で外出や社会参加が困難となり、高齢者のフレイル状態の進行が懸念される中、いきいき百歳体操など住民主体の通いの場を工夫しながら継続的に開催することができた。</p> <p>○コロナ感染対策や市の方針を踏まえて情報提供をすることで、各団体が感染対策を講じながら安心して実施することができた。</p> <p>○専門職からの助言を参考にしながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう引き続き高齢者の自立支援・重症化予防に取り組んでいく。</p>
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	<p>○認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。</p> <p>○冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。</p> <p>○認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。</p> <p>○地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。</p>	<p>○昨年度に継続し、認知症サポーター養成講座を幅広い世代に働きかけ、認知症への理解促進、支援方法の周知向上を目指す。また、認知症サポーターに対するフォローアップ講座を企画・開催する。</p> <p>○認知症対応ケア会議を開催し、早期発見・早期対応のための仕組みやネットワークづくりについて検討する。</p> <p>○認知症高齢者家族やすらぎ支援サービスを通じて介護者支援を行う。</p> <p>○認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームの普及啓発を行い、適切な医療・介護サービスが利用できる体制を整備する。</p> <p>○若年性認知症の方との交流を図り、当事者の気持ちを理解する。また、コーディネーターによる専門職等への支援や障害分野との連携を図り包括的な支援に繋がるよう努める。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座 10回開催、200名の認知症サポーターを養成した。</p> <p>○認知症カフェ交流会 1回開催（12月）</p> <p>○認知症キャラバンメイト交流会 書面にて開催</p> <p>○認知症カフェ・キャラバンメイト合同交流会 1回開催（8月）</p> <p>○認知症対応ケア会議の開催した。 2回開催（10月・3月）</p> <p>○初期集中支援チーム 相談件数：6件</p> <p>○普及啓発活動</p> <p>地域の健康教室などに出向き、認知症（理解や対応）についての普及啓発を行った。</p> <p>認知症ケアパスの充実版作成と活用を行った。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座は学校や企業など幅広い年齢層を対象とし、開催することができた。</p> <p>○認知症ケアパスの充実版作成と活用により、認知症に関する相談窓口や社会資源などを周知することができた。</p> <p>○認知症に関する相談窓口やその他の社会資源について周知が不十分なため、結果的に認知症の症状が悪化した状態で受診やサービス利用につながることもある。引き続き認知症に関する相談窓口や社会資源などの周知に努める。</p>

⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋がっていきます。</p> <p>○高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。</p> <p>○成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。</p>	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を開催し、高齢者虐待の解消に向けた支援や、防止策の検討を行う。</p> <p>○権利擁護に関する研修会の開催を行う。(認知症の理解や高齢者虐待防止に関する内容など)</p> <p>○成年後見制度利用促進のため、必要な場合は市長申立てを行う等制度利用が適切にできる取組を実施する。</p>	<p>○高齢者虐待対応ケア会議を実施。新規案件や継続案件について、虐待の解消に向けた支援の検討を行った。</p> <p>○成年後見制度が必要な方に対し、申立人不在など申立てが困難な場合の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長申立件数 9件</li> <li>・申立支援件数 2件</li> </ul>	<p>○高齢者虐待について、地域包括支援センターと行政が連携を図りながら対応することができた。</p> <p>○成年後見制度の活用が必要な方に対し、市長申立や申立支援など適切な支援を行うことができた。</p> <p>○引き続き、判断能力の低下や認知症の進行により権利侵害を受けやすい高齢者に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図る必要がある。</p>
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	<p>○高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。</p> <p>○消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。</p>	<p>○消費者被害の未然防止につなげるため、消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施する。</p> <p>○消費者相談を実施し、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、相談者の支援に努める。</p>	<p>○消費者セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時：2月16日 場所：人権センター</li> <li>内容：「消費者被害の現状について」</li> <li>講師：谷川法律事務所 弁護士 谷川円氏</li> <li>受講者：21名</li> </ul> <p>○啓発活動の実施</p> <p>時期：2月</p> <p>人権センターで開催する各種講演会、消費者問題研究協議会構成団体及び各公民館に消費者問題に関する啓発グッズを配布し、各地域での啓発に役立ててもらった。</p> <p>○消費者相談 63件</p>	<p>○消費者被害未然防止のため、引き続きセミナーの開催や啓発活動を実施し、被害の未然防止や相談窓口の周知に努める。</p> <p>○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応をしている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努める。</p>

## 5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	バリアフリー社会の実現	<p>○障がいのある人の基本的な人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。</p> <p>○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、障がいの理解啓発を進める。</p> <p>○広報、ケーブルテレビ等にて障がいに関する啓発を進める。</p> <p>○市営諏訪住宅3号棟建設(建築)工事(4戸)において、1階住戸(2戸)をバリアフリー住宅として整備を行う。(予定工期 R3.1~R3.8)</p>	<p>○ますだ福祉マップを作成した。</p> <p>○障害者差別解消につながるツールづくりの検討を行った。</p> <p>○手話言語条例に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報(手話の紹介毎月掲載)</li> <li>・パンフレットの作成・配布</li> </ul> <p>○ケーブルテレビにより障害者週間の周知を行った。</p> <p>○契約工期 令和3年2月9日から 令和3年9月6日まで</p> <p>1階住戸(2戸)をバリアフリー住宅として整備中</p>	<p>○ますだ福祉マップの作成にあたっては、障がいのある人と一緒に町歩きやワークショップを開催し、市民参加型とすることで、「バリア」解消への理解を進めることができた。</p> <p>○障害者差別解消につながるツールづくりは検討中であり、具体化に向けて引き続き取り組む。</p> <p>○広報では毎月「今月の手話」を掲載し、手話の理解啓発に努めたが、理解を深める取組を行う必要がある。</p> <p>○計画の見直しを行いながら、次年度以降も引き続き市営住宅のバリアフリー化を実施していく。</p>
②	地域生活の支援体制の充実	<p>○障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進され</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会を開催し、障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会を3回(1回は書面審査)開催し、体制整備の基本となる「安心いきいきプラン」を作成した。</p> <p>○緊急時の対応に備える「地域生活支援拠点等整備」の事業化へ向け協議</p>	<p>○「安心いきいきプラン」には音声コードを搭載し、視覚に障がいのある人へも配慮した計画書が完成した。</p> <p>○「地域生活支援拠点等整備」の協議を実施し、令和3年4月から</p>

		<p>る体制の整備を図ります。</p> <p>○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。</p>	<p>○市、益田市基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所（5事業所）で毎月相談支援会議を開催。細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。</p>	<p>を実施（4月から開始）。</p> <p>○相談支援会議を毎月開催。地域課題について検討を行った。</p>	<p>事業開始に向けて取り組んだ。</p> <p>○毎月開催した相談支援会議は、情報の共有、課題の共有の場として有効であった。</p>
③	自立と社会参加の促進	<p>○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。</p> <p>○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会と連携し、就労事業所説明会を実施する等就労社会参加の推進を図る。</p> <p>○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。</p> <p>（益田市障がい者スポーツ大会については、コロナウイルス感染防止のため秋以降に延期）</p>	<p>○就労支援事業所の利用者を対象にニーズ把握（余暇やスポーツサークルなどへ参加希望の有無）等のアンケート調査を実施するための準備を行った。（R3年度アンケートを実施、結果の集計予定）</p> <p>○障がい者スポーツ大会開催は今年度開催されなかった。</p>	<p>○益田市障がい者自立支援協議会就労・社会参加支援部会と連携し、アンケート調査の準備を進めている。今後、障がいのある方の、就労・社会参加の推進につなげる。</p>
④	障がいのある人の権利擁護の取組	<p>○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と擁護者への支援を行います。</p> <p>○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組みを行います。</p>	<p>○虐待相談窓口、24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施する。</p> <p>○障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレット配布及び相談窓口の情報提供などの啓発活動を実施する。</p>	<p>○虐待相談窓口の対応（電話だけでなく来所にて相談もあり）</p>	<p>○虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組んだ。</p> <p>○計画に掲げた、障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、パンフレットの配付は実施しなかったが、窓口に配置し啓発に努めた。</p>

## 6 外国人

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	<p>○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。</p> <p>○益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。</p>	<p>○啓発ポスターやチラシ等の設置を行い、啓発に努める。</p> <p>○外国人の人権について研修会を開催する。</p> <p>○授業実践を通じた啓発を実施する。</p>	<p>○外国人住民向け消費者啓発用リーフレット等を設置した。</p> <p>○中学校では社会科の教育課程内に位置づけ指導を行った。</p> <p>○小学校では外国語活動等を通して異文化理解を図る機会を設け学習を行った。</p>	<p>○外国人の転入は増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっている。偏見や差別意識の解消のための教育啓発が、ますます重要になっている</p> <p>○異文化に対する正しい理解を深め、他国の文化を尊重する態度を養うように取り組んだ。</p> <p>○学習したことを、地域や家庭に返していくことでより偏見や差別の解消につながっていくと考えている。</p>
②	多文化共生社会づくりの推進	<p>○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。</p> <p>○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。</p>	<p>○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。</p>	<p>○毎週日曜日に日本語学級の開催（新型コロナウイルス感染症防止のため4月～5月中旬中止）</p> <p>開催日数：40日 延受講者数：327人</p> <p>指導者：日本語ボランティアグループ ともがき</p> <p>○日本語ボランティアグループ ともがきに対して外国人支援に関するチラシや国際センターの情報を提供した。</p>	<p>○各個人により日本語のレベルが違い、年齢層にも幅があるが、クラス分けをして丁寧な学習指導を行っている。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との交流の場としても有意義である。</p>



③	外国にルーツをもつ児童生徒への支援	○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語について支援の必要な児童・生徒に対する日本語支援員の配置を行う。 ○学校訪問等を中心に、日本語支援員との連携を図る。 ○個別に指導計画を作成し、支援の必要な児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制を充実させる。	○日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校に、1名ずつの支援員を配置し、その児童生徒の発達や思いに沿った丁寧な支援を行った。意欲的に学習し、充実した学びができた。進学への大きな力となった。 ○日本語支援員の思いを共有したり、学校との連携を図ったりすることにより日本語指導の充実を図ることができた。	○日本語支援を通して学校生活の充実を図ることにより、児童生徒が自分のよさを発揮し、目標に向けて進んでいけるような支援ができたと考える。 ○それぞれの児童生徒の状況を市教委・保護者・学校が十分に連携を行うことで共通理解し、支援員の配置時間の確保に向けた対応を行っている。
④	外国人のための相談体制の充実	○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。 ○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○外国人サポーターを配置し、連携して支援を行う。 ○必要に応じて、「外国人に関する無料法律相談」を紹介する。	○外国人サポーターの配置（1名）  ○相談件数 0件	○外国人地域サポーターと連携し、相談対応やサポートを行うことが重要になる。 ○外国人の無料法律相談は必要に応じて、専門の行政書士と連携し、相談者の支援を行う。

## 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	啓発活動及び講演等の開催	○人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動を行います。	○パネル展示等の啓発活動を実施する。	○ハンセン病問題に関する啓発資料の展示の開催 内容：パネル展示 展示期間：6月22日～26日 場所：人権センター ○講演会 ・日時：令和2年12月8日 場所：人権センター 内容：「ハンセン病問題の現状と課題 20年のあゆみから」 講師：市民活動養成塾 塾長 福原孝浩氏 受講者：93名 ・日時：令和2年10月29日 場所：匹見タウンホール 内容：「気づこう！身の周りのさまざまな人権課題」 ～誰もが安心して暮らせる地域であるためにコロナ差別を考えよう～ 講師：元島根県益田教育事務所同和教育指導員 小田川整子氏 受講者：39名 ・日時：令和2年11月19日 場所：ふれあいホールみと 内容：「気づこう！身の周りのさまざまな人権課題」 ～誰もが安心して暮らせる地域であるためにコロナ差別を考えよう～ 講師：元島根県益田教育事務所同和教育指導員 小田川整子氏 受講者：40名	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別についてのパネル展示や講演会を開催し、来館された多くの方に、ハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める。

## 8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	啓発・広報の推進	○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取組ます。	○北朝鮮拉致問題に関する取組の支援を行う。 ○益田ひろみさんをさがす会と連携し、パネル展示を開催する。	○令和2年11月 ・啓発資料：各公民館（20館）、市民学習センター、保健センターを通して周知 ○「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示を開催。	○ポスター掲示、チラシ配布、ブルーリボンの設置、パネル展示による啓発活動を通して、拉致問題の解決支援のために、広く理解を図る取組を行った。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問

				展示期間：12月10日～16日 場所：人権センター ○北朝鮮人権侵害問題啓発パネルの展示、ブルーリボンの設置、 ○益田ひろみさんの会による 映画・シンポジウム(2/6)中止 ○内閣官房による 北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録(3/7)延期	題への関心を風化させないための啓発活動に取り組む必要がある。
②	学校教育の取組	○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組みを推進します。	○授業実践により理解を深める。	○映像資料を活用した拉致問題に係る学習を各小中学校に周知、依頼し、社会科の時間を中心に授業実践を行った。	○今後も学級活動や道徳科における学習指導案・資料を示して、授業実践が広く行われるようにしていきたい。

## 9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。	実績なし。	○正しい知識や認識を深めるために、必要に応じて啓発チラシの配付やポスターの掲示等情報提供を行う必要がある。
②	関係機関との連携	○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。	○研修会や会議等を開催し、相談体制の充実を図る。	実績なし。	○研修会や会議を通じて、犯罪被害者等の理解と認識を深める必要がある。

## 10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R2 事業計画	R2 事業実績	評価・課題
①	意識啓発の推進	○情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。 ○情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活できるための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。	○インターネットモニタリング研修に参加した。2名	○インターネットの普及に伴って、その匿名性や情報発信の容易さから、人権にかかわる様々な問題が発生しており、関係機関との連携や研修会の開催等、具体的な取組みの必要がある。

## 11 様々な人権課題

- ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人 ③ホームレスに対する差別 ④性的指向を理由とする差別  
 ⑤性同一性障害を理由とする差別 ⑥人身取引による人権侵害 ⑦東日本大震災に起因する差別

上記に係る人権課題や新たな人権課題などについても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に向けた取組について検討を行います。